

第十四回国会 厚生委員会 議録 第二十二号

昭和二十六年三月三十一日(土曜日)

午後零時二分開議

出席委員

委員長 松永 佛骨君
理事青柳 一郎君 理事丸山 直友君
理事巨 四郎君 理事福田 昌子君
高橋 等君 田中 元君
中川 俊思君 堀川 恭平君
松井 豊吉君 山村新治郎君
金子與重郎君 今野 武雄君
松谷天光君

出席政府委員

大蔵事務官 河野 一之君
(主計局長)
厚生政務次官 平澤 長吉君
厚生技官 東 龍太郎君
(医務局長)

委員外の出席者

厚生事務官(医務局長) 河野 鎮雄君
厚生技官(医務局長) 金子 光君
局看護課長
専門員 川井 章知君
専門員 引地亮太郎君
専門員 山本 正世君

三月三十一日

委員金子與重郎君辞任につき、その補欠として小林運美君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小林運美君辞任につき、その補欠として金子與重郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月三十一日

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正

する法律案(青柳一郎君外九名提出、衆法第四二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

小委員の補欠選任

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(青柳一郎君外九名提出、衆法第四二号)

○松永委員長 これより会議を開きます。

ただいま当委員会に付託になりました保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入りま

す。まず提案者より提案趣旨の説明をお聞きしたいと思います。提案者青柳一郎君。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案
保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二三三号)の一部を次のように改正する。

「甲種看護婦」を「看護婦」に、「甲種看護婦国家試験」を「看護婦国家試験」に、「甲種看護婦籍」を「看護婦籍」に、「甲種看護婦免許」を「看護婦免許」に、「甲種看護婦養成所」を「看護婦養成所」に、「就業甲種看護婦名簿」を「就業看護婦名簿」に、「甲種看護婦業務従事証」を「看護婦業務従事証」に、「乙種看護婦」を「看護婦」に、「乙種看護婦試験」を「看護婦試験」に、「乙種看護婦籍」を「看護婦籍」に、「乙種看護婦免許」を「看護婦免許」に、「乙種看護婦養成所」を「看護婦養成所」に、「就業乙種看護婦名簿」を「就業看護婦名簿」に、「乙種看護婦業務従事証」を「看護婦業務従事証」にそれぞれ改める。

第四條を次のように改める。
第四條 削除

第六條中「急性且つ重症の傷病者又はよく婦に対する療養上の世話を除く。」を削る。

第十條第二号中「又は看護婦」を「看護婦又は准看護婦」に改める。

第十九條第一号及び第二十條第一号中「一年を六月」に改める。

第二十一條第三号を次のように改める。
三 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護婦又は高等学校を卒業している准看護婦で前二号に規定する学校又は養成所において二年以上修業したものの

る基準に従い、都道府県知事が適當と認められたもの

第三十七條中「又は看護婦」を「看護婦又は准看護婦」に改める。

第四十三條第二号中「看護婦」の下に、「准看護婦」を加える。

第四十四條第一号中「又は看護婦」を「看護婦又は准看護婦」に改める。

第五十四條を第五十四條第二項とし、同條第一項として次の一項を加える。

旧保健婦規則第七條に規定する保健婦試験及び旧保健婦規則第八條に規定する講習は、昭和二十七年八月三十一日まで旧保健婦規則の規定に基づき行うことができる。

第六十條第一項中「看護婦」の下に「又は准看護婦」を加える。

附則

1 この法律は、昭和二十六年九月一日から施行する。
2 この法律において「新法」とはこの法律による改正後の保健婦助産婦看護婦法をいい、「旧法」とは従前の保健婦助産婦看護婦法をいう。

3 旧法の規定により甲種看護婦国家試験に合格した者は、新法の規定による看護婦国家試験に合格した者とみなす。
4 この法律施行の際、現に厚生大臣の免許を受けて甲種看護婦籍に登録されている者は、当然新法の規定により厚生大臣の免許を受け

て看護婦籍に登録された者とする。
5 この法律施行の際、現に就業甲種看護婦名簿に記載されている者は、当然新法の規定によりその記載事項を届け出て就業看護婦名簿に記載された者とする。
6 旧法の規定により交付を受けた甲種看護婦免許証及び甲種看護婦業務従事証は、新法の規定により交付された看護婦免許証及び看護婦業務従事証とみなす。

7 この法律施行の際、現に存する旧法第二十一條第一号又は第二二号に規定する学校又は甲種看護婦養成所は、新法第二十一條第一号又は第二二号に規定する学校又は看護婦養成所とし、当該学校又は看護婦養成所において修業中の者に関する必要な規定は、文部大臣又は厚生大臣が定める。
8 旧法第二十一條第一号又は第二二号に規定する学校又は甲種看護婦養成所は、新法第二十一條の規定にかかわらず、看護婦国家試験を受けることができる。
9 この法律施行の際、現に存する旧法第二十二條第一号又は第二二号に規定する学校又は乙種看護婦養成所は、昭和二十九年三月三十一日まで旧法の規定に基づき存続することができる。
10 旧法の規定による乙種看護婦試験は、当分のうち、なお従前の例により行う。

11 乙種看護婦試験に合格した者は、新法の適用については、国民医療法に基づく看護婦規則（大正四年内務省令第九号、以下旧看護婦規則という。）による看護婦試験に合格した者とみなす。

12 旧看護婦規則により都道府県知事の看護婦免許を受けた者で、左の各号に該当する年数を通算して十三年を超えるものは、厚生大臣の定める講習を受けたときは、新法の規定による厚生大臣の看護婦免許を受けることができる。

一 小学校、中学校又は高等学校その他厚生省令で定める学校で修業した年数

二 旧看護婦規則による看護婦養成所その他厚生大臣の定める施設において看護婦になるのに必要な学科を修めた年数

三 旧看護婦規則による看護婦免許を得た後看護婦の業務に従事した年数

13 前項の規定により厚生大臣の看護婦免許を受けることができる者は、新法第十九條及び第二十條の規定の適用については、看護婦国家試験に合格した者とみなす。

○青柳一郎君 たいだいま上程になりました保健婦助産婦看護法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は御存じのように小委員会をつくりまして、小委員会の並々な御努力によりまして、やつとで上つたものでありまして、皆さんで御存じのところでありまして、簡単に申し上げようと思いません。

現行法は昭和二十三年の七月に制定されたものでありますが、いたずらに看護婦、保健婦、助産婦の素質の向上に急ぐあまり、必要な各種養成所、学校などの設置要件も厳格でありますので、従つてその設置数が少く、その卒業生の数が減少しつつあります。国民保健上必要な看護婦、保健婦、助産婦の数を確保することが、きわめて困難な現状にあるのでございます。特に過日本委員会におきまして議決せられました結核予防法の施行と相まみちして、結核予防には看護婦数を増加することが必要でありますので、今回看護婦の制度を設けまして、数の増加による看護力の増強をはかることも、従前都道府県知事の免許を受けておきます看護婦は、一定条件の講習を受けることのみによりまして、厚生大臣の免許を、すなわち国家登録に切りかえようとするのが、本法案提出の理由であります。

次に本法案のおもな内容を申し上げます。第一は甲種看護婦、乙種看護婦の別をなくしまして、看護婦を看護婦に改めたのであります。すなわち新たに都道府県知事の免許する看護婦制度を設けまして、乙種看護婦のごとき業務制限をこれに付さないことにしたのであります。

第二はこの准看護婦であつて、三年以上業務に従事しておつた者または高等学校を卒業した者は、看護婦学校または養成所におきまして二年以上修業いたしましたれば、看護婦国家試験を受けることができることにいたしました。看護婦たるの道を従来よりも少し広げたのであります。

第三は、旧看護婦は国家試験を受けることができるばかりでなく、小学校から最終学校までの間における修業年数、並びに看護婦になるのに必要な学科を修めた年数、これを合算せしめたものと経歴年数とを合算いたしました。十三年を超える者は、厚生大臣の定め講習を受けた場合には、厚生大臣の免許を受けることができることといたしました。旧制度による看護婦諸君の要望にこたえようとするものでございまして、なお旧看護婦は法律改正後におきましても、看護婦の名称を用いまして、従前通りの業をなすこともできるのであります。

第四は、乙種看護婦につきましては、旧看護婦と同一の取扱いをするにといたしましたのであります。すなわちいつ何時でも看護婦たるに必要な国家試験を受けることができることといたし、さらに旧看護婦と同じように、十三年間の年数を学科あるいは実習した者につきましては、厚生大臣の指定する講習を受けた者を看護婦たらしめんといたしてございまして、第五は保健婦の学校、養成所並びに助産婦の学校、養成所における修業年数を、従前一年以上であつたものを六箇月に短縮したこととでございます。

以上が大体本法案の提案理由でございます。なおこの際は小委員会におきまして、小委員の皆様方が並々な御努力、御熱意を傾けていただきました点を、厚く深くお礼を申し上げます。提案理由といたします。

○丸山委員 たいだいまの改正法律案につきまして、先般この委員会におきまして委員長その他の御発言にもございましたように、かなりの難航をしておつたわけでございます。この内容につきまして、厚生省当局とわれわれと多少所見を異にする部分がございますので、これが通過いたしましたあかつきに、この運用に關しまして、厚生省当局の万全なる措置を私どもとしては希望しておるわけでございます。

それにつきまして二点ばかり厚生省当局の御意向を承りたいと考へるのは、第一はお手元に差上げてあるかと考へます。この法律案のねらつておられます要綱として、私どもが収集したもののうち、准看護婦の養成所の設置の要件というものがあつたのであります。すなわち「医療法第四條に定める各科を有する病院は、病床数にかかわらず、これを設置することができ、又は診療所を合して医療法第四條に定める各科の病床を有するときは、これを利用してこれを設置することができ、これを設置すること。」「第三番目には、都道府県又は都道府県医師会等は夜間又は時間制のものを設置することができ、これが私どもとしては要望してある点でございます。これは法律の文面には現われぬものでございまして、省令をもつてこういうことが現わされなければならぬと考へるのであります。ただいまの提案理由の説明の中にもございましたが、現行の法律はあらゆる規則

められております。順次これを許します。丸山委員。

があまり嚴重過ぎて、養成所の設置要件につきまして、あまり厳格に過ぎるがために、看護婦の数の確保に困難を感じておるという点が申されまして、十分に考慮が拂われなければ、この数の確保という本法改正の目的を達することはできないと考へるのであります。その意味におきまして、厚生省当局においては、われわれの要望条件にこたえるだけの省令を定めて、これを運用していただかなければならぬと、私は考へておるのであります。この点に關する御所信を承りたいのであります。これが第一点であります。

第二点は、同じくこの法律改正の附則の第十二に、厚生大臣の定める講習ということがあるのであります。厚生大臣の定める講習と申しますものは、当然厚生大臣が御自由にお定めになるわけでございますが、われわれは、この講習の内容、方法というものは、この講習の目的、先ほど来申し上げましたような理由によつて、あまりに厳格に過ぎ、実数を確保するのに支障を生ずるような講習であつてはならないと考へるのであります。またこれに關する予算指圖というものも考へなければならぬのであります。全国既得権者が約六万ありといたしまして、これに對して講習をいたしますに要する費用というものは、まだ予算が完全にとられておらない状況でございます。この点に關しましては、大蔵省當局者の御出席を求めおつたのでございまして、まだお見えになつておりませんが、この予算獲得に關しては、厚生省側としてどういうふうな努力を拂われる予定であるか。また厚生

省側としてどういうふうな努力を拂われる予定であるか。また厚生

大臣の定める講習というものの内容は、私の希望するところは、やはり看護婦養成所のごとく、都道府県または都道府県医師会等が行う講習、あるいは政府が行う講習というふうな範囲の広いものとしたしまして、その数の確保に遺憾なきを期したい、かように考えておる次第でございますが、この点に関するお考えはいかがであるか。なお、私の要望することとして、これに関する指令あるいは省令等を出されず場合は、一応厚生委員会にその内容をお示しくださいまして、われわれが納得の行くものをお出しくださいらんことを、私は特に要望したいと思えますが、この点はいかがでございますか、御答弁を願いたいと思います。

○平澤政府委員 たいまお尋ねがありました第一点については、実情と十分ならみ合せまして、数の充足が満足に参りますように、中心をそこにおきまして、実施の上においては、いわゆる従来のごとく厳格であるという規格上の問題でございますけれども、要は現状の実績にかんがみまして、数の充足を重点において施行して参りたい、かように考えておる次第でございますから、ただいまお話が有りました設置要件として示されてあるものの運用につきましては、ただいま申し上げました通り、実情にかんがみ、数の充足に欠くことなきような運用をして参ることを、ここで申し上げたいと思ふ次第であります。

さらに第二点でございますが、費用の問題は、いろいろ計算してみますと、おおよそ半額国庫で負担をするという計算で、六万とするとおおよそ

二千五百万円くらいではなからうかというように、私は事務当局から承つておるのでございますが、その点はまだ私から正確な数字を申し上げる段階ではございませぬけれども、仰せられる通り、省令等を出しまするときには、数次にわたつて御研究せられまして、御意見を伺つて施行して参りたいと存する次第であります。

○丸山委員 省令等をお出しになる場合は、意見を伺つておつしやるのでございませぬが、私は出される前に、その案文を全部お示し願いたいという意味で厚生省に申し上げたのであります。もちろん御相談も願わなければなりませぬが、最後の決定案については、必ずこれをお示し願いたいということをお願いしておる次第であります。

○平澤政府委員 御要望に沿うようにいたします。

○松永委員長 次は福田委員。

○福田(昌)委員 この看護婦法案の改正案は、約半年にわたつてもみにもんで、それこそ慎重審議された法案でございます。毎日の衆議院の公報にも、厚生委員会が今日もまた看護婦制度に関する委員会というふうなことで、ほかの方からどのような研究をしておられるのかということでも聞かれたほどに、慎重に審議した看護婦法であつたわけでございます。この点に關しましては、うるわしい厚生委員会の超党派の各委員の御努力でできたことを、私どもは非常に喜んでおる次第であります。なるほどこの委員会においてきめたこの修正案に對しましては、あるいは皆さんの中には、なお御不満

な方もありましようし、また看護婦さん自体におかれましても、これはきわめて御不満な点が多々あると思つてあります。小委員であつた私自身におきましても、不満な点がたくさんあります。しかしこれは占領下におきましますところの今日の情勢下においては、ある程度やむを得なかつたという点におきまして、これは了承しなければならぬ問題であらうと思つてあります。このように看護婦制度というものは、各委員の美しい献身的な努力によつてでき上つたのであります。この法案をめぐりまして、成立に至りまするまでの間には、きわめていろいろなことを私どもは教えられたと考えるのでございませぬ。問題は看護婦法の修正の内容自体にとどまらず、これが及ぼしたところの影響というものは、非常に大きなものがあつたと私は考へるのであります。

第一に、国会と行政機関であるところの政府との関係で、私はこの法案修正をめぐりまして、ちよつとびりお役人様のほんとうの態度とお考えというものがうかがわれたような気がいたします。であります。日本の行政機関でありますところのお役人は、口では公僕と云うようなことを申しておられますが、実質におきましてはなかくさうでなかつたのであります。私どもは絶えず考へておつたのであります。この看護婦法をめぐりまして、その委が如実に

出たというところを、私どもは認めざるを得ないのであります。ことにこのお役人が相もかわらず官僚的善的な、また国民の上に位するがごとき、さらにまた国会の上に位するがごとき感じを従来持つておられたのであります。

この法案の審議をめぐりましても、またその点がはつきり出たというところを、残念ながら認めざるを得ないのであります。衆議院のはかの委員会には存じませんが、厚生委員会におきましては、会期が終りかけになりますと、従来でもたくさん法案が山のごとく積み出されて参りまして、そして今日出された法案を今日あげるのだということ、絶えず言われたのであります。そのことはとりもなほさず、国会という一つの立法府であり、また慎重な審議権を有するところの国会のあり方というものを、政府自体が従来非常に無視した考へを持つておられたからでありました。看護婦法の問題におきましては、ことに立法府であるところの国会の上を越しまして、行政府たるお役人がこの法律案の改正に對しまして、との威をかけて、哀詔のそでに隠れて、御自分の立場を主張なされた点が多々見受けられたのであります。こういうことはまづたくわれわれとしては残念にたえないところであります。この点厚生省当局の方はよく御反省を願いたいと思つてあります。世間には今日、御承知のように日本人の立場——自分が日本人であるという誇りを失いつつあるところの、パンパンガールのな行動をとつておる人がたくさんあるのであります。われわれから見ますと、いかにも国籍があるまわらぬ方があるのごとき態度でふらふら移つたかのごとき態度でふらふら移つた方が多いのであります。私はいささか非難に遺憾に存じておるものであります。今日のお役人の中には、残念ながらこのパンパン的な考へを持つておられる人が、相当ある

と云うことを認めざるを得ないので、看護婦のこの法案の修正案の成立を通じて感じたのであります。この点もきわめて遺憾であるというところを申し上げます。われわれは日本人であり、日本人のための地位の向上、その保護のために、いろいろなことを努力したいのであります。行政当局は十分ではないということ、行政当局は十分考へ願いたいと思つてあります。金子課長におかれましても、金子課長はあくまでも日本の看護婦さんのため課長であるというところを、十分考へ願いたいのであります。この際十分な御反省を要望したいと思つてあります。それにつけても、ただいま丸山委員からお話がありましたように、私はこの保健婦助産婦看護婦法の法律に關する限り、その運用におたりましては、省令であれ、文官通牒であれ、あらゆる細則というものは、その決定案は一応この厚生委員会に諮りの上実施するというところを、この厚生委員会においてお取上げの上、御決定願いたいと思つてあります。

それとあわせて、厚生当局にお願ひ申し上げたいことは、こういうふうな修正案が出されますこれまでの経緯におきまして、これは審議の方々と十分なる御協議の結果でありました。が、非常に高い看護婦制度を看護婦さんのために考へてくださったつておつたのであります。この法案の審議の途中におきまして、既得権者に対しては、従来はどつしても国家試験を受けさせることは恩典であるというふうなことを主張された厚生当局御自体が、

から、再度御発言を願います。丸山委員。○丸山委員 先ほど大蔵省の当局者が

見えておりませんでしたから、予算の關係はただ厚生省だけにお願いしたので、追加して大蔵当局にお尋ねしたいと思ひます。

大蔵省当局はお金だけ扱つていらつしやいますので、看護婦制度なんて御理解が薄いのではないかと思ひますから、一応その筋を申し上げます。日本の看護婦は従来質が悪かつたのでありますが、その質を上げるために二十三年度においてレベル・アップを目的とした、ねらいとした看護婦制度の改正が行われました。しかるにその改正があまりに急激すぎましたので、その看護婦の突数を増やすことができないという結果が起りましたために、ここにわれ／＼は再びその改正を企てて審議してある最中でありませう。看護婦の突数が不足しております状況は、その一例を申し上げますれば、国立の結核療養所における看護婦の充足率は、全部を通じて七五％くらいで、現在二五％くらいの欠員があるのであります。これはもちろん給料の悪いというやうなことが、あるいはその他の條件が悪いということが影響しているかも知れませんが、しかし事実上看護婦の突数が不足しているという事は間違いないことではあります。そういうやうな意味から、私どもはこの看護婦のレベル・アップを企てるとともに、突数の充足をはかりたいというのでやつてくる次第でございますが、それにつきましては、どうしても厚生大臣が定める講習を受けた旧看護婦を新しいレベルまで上げて行くことをやらなければ

ばならぬのであります。そのために、先ほど来お話がありましたように、現在ある六万名に対して一年間の講習を、全額国庫補助でやらして五千万円くらいではなからうか、半額補助して参りますならば二千五百万円くらいではなからうか。この予算は旧看護婦を上げる目的でございますが、旧看護婦の六万名がこれだけの金を使つて講習をいたしますと終りになり、将来は統かないでこれだけで打切つてしまふことになるので、そういう予算を私どもとしては要請いたしますとともに、そのほか先ほど来養成所云々というお話がありましたが一私どもはこの法律を多分ここで通します。そこでさらに必要なことは、先般私どもは結核予防法を改正したのであります。その線に沿ひまして、結核対策を強化拡充させるために、一万七千二百床のベットをここの予算で獲得してあるのであります。増床計画が成立しているのであります。しかしそれはベットをつくる費用だけであります。それに要する看護婦の充足をどうするかという予算は、その中に出ていないのであります。従つて、この法律がここで通過いたしましたら、厚生大臣の定める講習が今後行われるといたしますならば、当然厚生当局としては補正予算を要求せられるわけでありませう。現在認められておらないが、この法律の通過を見るならば、必ず補正予算で要求せられるはずであります。その場合に、厚生省は、今まではとかく大蔵省に対して発言力が弱くて、その予算を頭からカット・ダウンせられるという現実を、われ／＼はまぎ／＼と見ているのであります。現にある県にお

きましては、私の開きましたところに、よりますと、一億以上のたいへんな金をかけて、裁判所だか刑務所だかを今建築中であるということでありませう。裁判所や刑務所へ一億以上の予算を割つてやられるかも知れませんが、私どもが行政視察をやつてみますと、あの国立病院や国立療養所の内容をこらんくたさいましたならば、おそらくあなたが結核におかかになつたとき、あそこに入院することはまずごめんをこらむるとおつしやるであらうというやうな内容であるのであります。(笑聲) これをりつぱにするための費用は、幾ら厚生省当局が要求しても、なか／＼大蔵当局はこれに対して頭を下げてくれないやうな実情なんでありませう。そういうやうな面から考えまして、私どもこの法律を通過させた後の厚生省の補正予算要求に対して、あなた方はどんな考えをもつてお臨みになる覚悟であるか、一言承りたい。

○河野(一)政府委員 厚生省の事は従来から非常に重要であると考へまして、ことに国民医療の問題につきましては、私ども財政当局といたしましては、できるだけ力を注いでいるつもりであります。社会保障制度の件につきましても、これは結核が中心で、御承知のように、先ほど通過いたしました予算におきましても五百六億、前年度に比較しまして、百二十億ふえてるのであります。そういうことで、今後厚生行政については、できるだけ努力して参りたいという考へ方にかわりません。この問題につきましても、同様な趣旨で厚生省の御意見もよく拜聴いたしまして、十分善処して参りたい、こう考へております。

○松永委員長 次は今野委員。○今野委員 私が政府の所見をただしたいと思ふ点も、大体似たやうな点が多いのであります。第一に、現在六万おる看護婦さんを新しい制度に切りかえる。それについてたゞいまのお話を聞いておりますと、政府では一年間の講習として、六万人について何か五千万円というやうなことでしたが、その講習と、一人について千円に足りぬ金額なんです。これではたしてその講習ができるかどうか。また聞くところによると、私あとから加わつたのでわかりませんが、五年間かかつてやるのだというやうなお話もあつたやうですが、そうすると、長い間今までの資格を持つた看護婦さんを、相当不安定な状態に置きわしなないかということがおそれられるわけですね。現在看護婦さんが足りない、また質の向上も言われておる際に、自分の身分などについて、非常に不安定な状況に長く置かれるという事は、これはいろいろ／＼な場合に、業務の上でもさしつかえるわけでありませうから、できるだけすみやかにこれをやつていただきたい。これは私小委員の一人として、小委員会でもそのことを申し上げて、大体御了解を得ておるはずであります。この点、厚生省としては、いつごろまでにこの切りかえができるのか。またその講習というものはどういふ程度にやつて行くのか。先ほど提案者の方並びに丸山委員からも、これはできるだけ早く充足させるやうに、こういう趣旨のお話がありました。その点の厚生省として所見を承りたいと思ふのであります。私ども提案者の一人に今度加わつておるのですが、政府が法案を提出す

るときには、それに対して私どもがいつでも言うことは、こういう法律を実施するだけの自信があるか、財政上の裏づけがあるかどうか、こういうことを責めるわけですが、今度は私どもが提案者として、それを責められる立場になるわけでありませうから、これはまずまず責任が重大になるわけですね。ですから実施がどういふふうに行われるか、いつまでに切りかえができるか、この点をよく承りたいと思ふのであります。それが第一点。それから第二点といたしましては、今度看護婦のレベルが非常に上りまして、新制高校を出て、さらに三年の教育を受けるということになりますと、従来からすれば非常にこれはレベルの高いものになるわけでありませう。そこで今度は、保健婦または助産婦の場合にも、それにさらに半年をつけ加えるということになつております。しかし従来から見ますと、助産婦や保健婦にしましても、高等小学校など出た人が、いろいろ／＼な講習を受けたり何かしてそのまゝなつておる。それで従来はやつて来ておるわけでありませうが、それから見ると、これからできる看護婦といふものは、そういう従来から比べて見れば、レベルが高いということになる。そうすると国家試験などについても、今度の法律の改正では触れなかつたわけでありませうが、この国家試験などについても、看護婦の国家試験一本でも行き得るのじやないかという考へも出て来るわけでありませう。そしてお医者さんの場合と同じやうに、その上内科とか、あるいは精神科とか産婦人科とか、それ／＼の専門の修練を若干積んで、あとは国家試験で、はな

て、そのインターンをやつたところの証明でもつて行き得る、こういうふうにもできるのではなからうか。インターンという言葉は悪かつたかも知れませんが、専門をやつたその証明でもつて行き得るのではないか、そういうことは、この助産婦や保健婦を急速にふやすという目的にも、やはりかなうものだと思うのでありますが、その点について、この法律の運営の面で、何とかかかばんができるかできないか、その点を第二点としてお聞きしたいと思ひます。

大体以上の点をお聞きしたいと思ひます。

○東政府委員 たいだいまの御質問の第一点につきましては、養成計画の少し詳細を申し上げれば御了解が願へると存じます。その説明は看護課長にさせたいと思ひますが、御了承願ひたいと思ひます。

第二点の教育程度の問題、あるいは国家試験の問題であります。なるほど数を確保するというためには、試験の数を少なくするということが、確かに最も有効な方法だと存じますが、この問題につきましても、国家試験をやるといことが、既定の事実という前提のもとに考えなければならぬことを、御了承願ひたいのであります。

それから保健婦、助産婦の教育年限のお話もございましたが、従来の保健婦と申しましても、その制度は、高等小学校を出てからあと二年もしくは三年の養成学校というふうなことでありますので、その年限が非常に違つて、だから今度の方法は非常にむずかしくなつたと言われますが、それは考え方であります。私もそれほど違つては

考へておりませんので、それが非常な隘路になつて、保健婦、助産婦等が著しく少くなるといふふうな懸念は、実は持つておりません。もちろん今まではどなたも行くとは存じておりましたが、そういうふうなことを補いますために、現在存在してあります五箇月講習で、そして保健婦になるという道を一年間延ばすといふふうなことに、今度の改正でもお願ひしたようなわけでありまして、数の補充についてのいろいろな隘路については十分考究もいたしまして、でき得る限りのそれに対する救済策は講じたつもりでございます。ただ国家試験をどうしたらというふうなお話については、これはどうも国家試験を行うといふことを前提として、最もいい案を考えなければならぬといふ点を御了承願ひたいのであります。

○金子説明員 先ほどのお尋ねの講習計画について御説明申し上げたいと存じますが、お尋ねのときに、一箇年で二千五百万円、それで全部六万人の講習ができるのはおかしいといふふうなお話でありましたが、それはさうではないので、今考へております講習の最も可能だと思はれるコースについて御説明申し上げたいと存じます。

コースとして持ちます場合には、やはり講習人員も相当制限いたしました。看護婦の教育は単に学説だけではいけませんので、実地修練がなければなりません。それで実地修練をも加味した上での教育ということになります。やはり一週間やそこらの講習では教育にもなりかねますので、現在考へておりますところでは、最低一箇月ということをごいまして、な

お人員は一回五十人というものが、どの場合にも使われております。たまたまの講習の行き方でございます。五、十人一箇月というコースをもちまして、各都道府県で年間に十回いたしまして、フルでございまして、十二箇月ございまして、十二回できるはずだと思はれますけれども、一日も休みなしにコースを持ち切ることが不可能でございますので、準備その他につきまして、二箇月の休養がないと無理だと存じます。それで一年間いたしまして、一回は十回が限度だと存じます。一回一箇月五十八日十回というのが各都道府県の計画になると存じます。それで約六万人が試験を受ける対象になるであろうと考へましたのは、現在奨励が八万ございまして、そのうち第一回の国家試験を受けました者が約八千何百ございまして、それで第二回目の国家試験と、なおそのほかことしの八月三十一日までには検定試験をもつて新しく生れて来る人たちもあろうかと思ひますので、少く踏んで六万残る、こういうふうにお勘定しております。この六万人の人たちのうち、全国でいたします講習で一年間二万三千人をこなすことができるかと仮定いたしますれば、二年かかるわけでございます。これは計算上の三年でございますが、実際問題として初めに看護婦の免許をもらう人たちができるわけでございますから、この人たちが新しい法令をおきめになりまして通算十三年という線に來るまでには五年かかります。それで先ほど五年かかるという話が出たのだと存じます。通算十三年という線が引かれますので、ことし初めて免許をとる人

は、高等小学校を出た方で検定試験をお通りになりました方ならば、五年かかるわけでございます。それで現在おります方たちは、人数だけで計算いたしますと三年でございまして、計算上は、実際に五年やつていなければならぬが、この分に入らない勘定になるわけでございます。

金額は先ほど申し上げた通りでございます。一箇月で各都道府県がいたします場合、二分の一の補助の場合には二千五百万円、それから二箇月のコースになりますとその倍、こういうふうな勘定になるわけでございます。

○今野委員 たいへんよくわかつたのであります。ただ私前に文部委員をやつておりました、さうして教員免許法という法律の審議に携つたので、そこでも認定講習の件で、教員の間に大問題になつたのです。私も文部委員全部、昨年の夏各地方に散つて調査に参りました。私も東北地方を一つと一巡して参りましたが、そこで見たことは、実にこれがうまく行かないことなんです。第一は、国庫の補助が非常に足りないこと、そのために都道府県の財政的な負担が多いこと、それから講師が足りないこと、それから講習を受ける個々人の負担が意外に多い、書籍代とか、参考書代、それから遠くから来る場合の宿泊代とか、旅費とか、こういうものが非常に多く、実際上その講習を受けるために家とか土地を売るといふ教員も出ておるのであります。これは東北では事実あつたのです。そればかりでなく、先生が三人、四人という学校がたたくさんある。極端な場合には先生一人の学校も相当あります。先生が非常に少い分教

場などでは、資格を受けるために先生を抜かれると、どうも授業ができません。ところが東北地方みたいなところに限つて、また無資格の先生が非常に多いわけなんです。そのために、この実際は実際上どうにもならぬといふので、これを昭和二十八年年度にすつかり実施するのを、しかたがなく三十一年度まで延ばすことを昨年やつたのであります。文部大臣もそのためにすいぶん苦勞したようです。教員組合も、そのために非常に大きな努力をいたしました。さういふようなことがあつて大騒ぎになつております。さうしてこの問題は、いまだに十分な解決を見えないのであります。しかしこれはどうせそのころになれば講和が結ばれて、占領当局もいなくなるだらうから、さうしたらさういふような免許法なんというめんどうくさい問題はどうかなくなるだらう、さういふような妙な安心感をもつて地方当局も事に処しておる。しかし個々の先生たちの身分は、非常に定まらないままであるといふことがあつてあります。さういふようなこととすると、教育の上でもさしつかえるところが大問題である。ところが今度は、生命を預かる看護婦さんです。病入を預かる看護婦さんです。その場合に、やはりさういふような支障があるならば、これは非常に大問題だと思ふのであります。でありますから、この点については、実際上できる方法をまずやつて、しかる後に実力をつけるようなことをやるというふうな運用もできるのではあるまいか、さういふふうにも考へるわけでありまして、さういふふうなことについてお考えがあるかどうかお聞かせを願ひたいと存じます。

れますことは、私も議員の審議權と
いうものを十分尊重いたしましたして、今
までの経過も十分考えまして、この委
員会において、ひとしくそうした御要
望もあり、立案者がそういう御見解で
あるとすれば、あくまでも審議の経過
等にかんがみて、その立法精神に沿う
て進んで行かなければならないと、政
府当局としては考えておる次第であり
ます。

○河野(一)政府委員 厚生省の行政の
問題につきましては、財政当局といた
しまして常々努力いたしておるところ
でございます。昭和二十六年年度の予
算におきましても、大蔵大臣が財政演
説でお述べになりましたように、社会
保障制度、それから文教というものは
優先的に考へるといふように言われて
おります通り、厚生省の行政は、最近
財政におきましても画期的な飛躍を遂
げておると、私は確信いたしておるの
であります。ただこの具体的な問題に
つきましては、まだ私も詳しく伺つて
おりませんので、厚生当局とよく御相
談を申し上げまして、善処したいと考
えておる次第であります。ただ全類云
云のお言葉があつたのであります。が、
重ねてさからうようなことを申し上げ
て恐縮であります。国家的に重要な
という意味合いと、その経費をどこで
負担するかというところは別な問題であ
りまして、国と地方団体は、おの／＼
公的な機能を営んでおるのであります
から、そこに事務の配分があるのであ
りまして、その点もあわせて考えませ
んと、何とも申し上げかねるというこ
とを、御了承願ひたいと存するのであ
ります。

○松谷委員 政務次官は、国会の意見

を尊重した線に沿つて、予算的な措置
も考へるといふお話をございましたの
で、国会の方も、與党の方々のお骨折
りによりまして、十分の予算的な点も
考慮して参りたいと思ひますので、そ
の際に政務次官初め各当局の方々の格
段の御努力をいただきたいと思ひので
ございます。

なお一点、小さな点でございますが
伺つておきたいのは、この厚生大臣の
定める講習については、再三繰返され
て、質疑がなされて参りましたが、その際
に、厚生大臣の定める講習とみなす場
合があつてもよいではないか、またあ
つてもさしつかえないか、というような御
答弁もあつたやに記憶いたしますが、
なおそういう点も今後の省令その他の
中に合めて行かれるお腹構えが今日お
ありになるかどうか。あるいは、さうい
うものとは切り離して、やはり厚生大
臣の定める講習というようなのを考
えておられるかどうか。それによりま
して先ほど課長からのお話の二万三千
人、三年間の養成講習年限というよう
な、年限の相違も出て来るかと思ひま
すので、念のためその辺を伺つてお
き、先ほど丸山委員初め各委員から御
要求のございましたように、省令を決
定なさる場合には、一応国会にその内
容をお示ししたきたいということ
を要望いたしておきます。

か、あるいは受ける方に有利になりま
すように、そういうふうな考慮ある措
置をとりたいと考へ、なおその実態に
つきまして十分研究いたしまして、
むずかしくするのが目的でないので、
なるべく広く、なるべく早く皆さんが
その資格を獲得されるのには有利なよう
に考へたいと存じます。十分研究いた
しました上で、意見もしくは案ができ
ましたならば、ただいま御要求になり
ましたように、ことにこの法案は議員
提出でつくつていただく法案でありま
すので、それに関連する規則のこまか
いことにつきましては、疏通を欠くこ
とのないように、十分御相談いたした
いと存じます。

○松永委員長 次は金子委員。
○金子委員 各委員から詳細にわたり
まして、いろいろ当局に対する意見な
いしお願ひがなされたので、私はさう
いうことを繰返して申し上げませんが、
この議案が議員提出でありながら、政
府当局にいろいろ注文をつけるという
ことは、一面から行きますと、先ほど
次官がおつしやるように、議員提出で
ある以上、予算的なことも一切のこと
を勘案して後に提出されたものだとい
う考へ方は、常識なのであります。け
れども、この法案がこういうふうにして
純然たる議員提出であり、しかも現段
階に出しておりますところの議員提出法
案の大部分というものは、役人から頼
まれた議員提出である。またさうでな
いものになりますと、地域的な議員た
ちの利益の裏づけのある議員提出とい
うものが相当出ている。こういうふう
にいたしました、まったく利害関係も
なければ、しかも役人の人たちは、む
しろ協力の形はあまりとつてくれてい

なかつた、議員だけが汗をかいたとい
う法律は、私は国会に入つて初めてで
ありまして、そこにいろいろな過程が
あつただけに、今日の問題が出て来る
のだというところを、次官はよく頭の中
に入れておいていただきたい。
それからもう一つ、先ほど次官の立
法、行政の建前ということに対する見
解に対しては、私はそれは正しいと思
う。立法院は立法をやるのだ、行政府
は行政の建前から行政をやるのだとい
うことは常識であります。しかしなが
ら、あなたの部下の職場へ行きまして
もセクシオンがある。そのセクシオン
はやはりセクシオンを守ることによつ
て、全体の統一がとれるのだというこ
とが建前であります。しかしそのセク
ションが強過ぎたときに、どういふ結
果が来るかというところ、国民は非常に迷
惑するのであります。でありますから
して、私も立法の意をくんで法律なり、
も、その立法の意をくんで法律なり、
行政的措置をとつていただかないと、
そこにまた国民の受ける立場になりま
すと、立法の精神というものが、逆の
立場に行くことがしばしばあるのだ
であります。たとへば税におきましても、
決して所得以上の決定をして、税金を
たくさんとれという法律はどこにもな
いのであります。しかしながら行政的
なやり方においては、たま／＼さうい
うことが国民一般にはあり得るとい
うことを考へたときに、それは建前は曲
げてはならぬといふことであります。け
れども、お互いに注意し合う、また相
談し合うといふことは、決して建前を
阻害するといふことにはならぬと思ひ
ますので、この法律については、特に
各議員があなたに要望しました内容に

その点がありますので、その点を結論
としてお願ひしておきます。
最後に、本法案が本日の段階になり
ますまでの間に、非常に長い間かかり
ましたのみならず、その過程におきま
しては、非常にむずかしい、時に登り
詰めたという過程を経たのでありま
すが、ただここに私が最後に一議員と
して皆さん方にお礼を申し上げたいこ
とは、この委員会は第五国会以来数
十回開かれておりましたけれども、い
まだかつて、役人を呼んでつたりを
言つたり、議員がやもするとけんか
しに來ておるのだから、国民のために相
談に來ているのだから、国民のために
態は、一度も繰返されたことがない
し、また自由党の諸君が絶対多数を持
つておりましたも、少数党を数で押す
といふようなことも一度もない。こと
に私は最近この問題につきまして、一
少数党の委員として感激いたしました
したことは、私も私が正論で皆さんと
御相談したときには、委員長すら自分
の立場を落してまで正論には行くとい
う、悲壯な気持まで表わしていただい
たのであります。この気があつてこ
そ、ほんとうに国会というものは生き
るのだ、やもすれば国会というものが
が、国民のために相談に來ておるのだ
か、あるいは国会に党の犬になつてけ
んかして來ておるのだか、わけがわか
らぬといふふうにお受けされるような状態
さえ、この国会の中では常に見ておる
のであります。さういふ状態であるに
かかわらず、この委員会だけは、ひと
り毅然としてこういう態度をとつてい
たといふことに対して、私は一議員と
して非常に感謝しておるわけでありま
す。どうぞ次官も、あなたの持たれる

昭和二十六年四月十六日印刷

昭和二十六年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁